年金だより

額が社会保険料控除の対象と 及び住民税の申告において全 険料)控除証明書が発行さ 民年金保険料は、

社会保険料(国民年金保

住民税務課

住民生活課 電話 0994-25-2511 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

電話 0994-22-3039

消費者金融・クレジットなど借金の返 済でお困りの方は、ご相談ください。 相談に関する秘密は厳守します。

けられています。

する書類の添付が義務付

るためには、

納付したことを

保険料が対象です。

この社会保険料控除を受け

から12月31日までに

その年の1月1日

送付されますので、

年末調整

までに日

本年金機構本部

本年10

月

旬 から

11

月上旬

料)

控除証明

については、

「社会保険

料

年金保険料を納付された方

から9月

30日までの

間

に国 月

0)

平成23年

1

【相談日】月曜日~金曜日 (年末年始・祝祭日を除く) 【相談時間】 9 時~12時·13時~17時

【お問い合わせ先】 鹿児島財務事務所 Tel 099 - 227 - 5279

きに表示されている年金事務 を添付のうえ申告してくださ 社会保険料 控除証 お問い合わせください。 控除証明書のはが 明書 (国民年金保険 に 0 いての

証明 族あてに送られた控除証明 ることができますので、 本人の社会保険料控除に加え 険料を納付された場合も、 民年金保険料を納付された方 日までの間に今年はじめて国 については、 してください。 に送付されます。 なお、ご家族の国 定申 書 (又は領収書) 10 月 1 日 ÷ の際には必ずこの 翌年の から12 民年金 1 を添付 月下 31

大切に保管を!

「トロピカルガーデンかみかわ」指定管理者による再ス

トロピカルガーデンかみかわ(ハウス施設を除く)は、9月まで 町による直営で管理運営しておりましたが、10月1日から指定管 理者「食酒場 柳」さんによる管理営業を開始しました。

営業時間及び定休日の変更

- ·営業時間 「午前10時~午後9時まで」
- 「毎月第3火曜日」 ・定休日



問い合わせ先錦江町役場企画課 未来形成チーム TEL 0994-22-3032

平成23年度「宝くじの助成金」により備品を整備

神川上自治会

この事業は、「自治総合センター一般 コミュニティ助成事業」によるもので、 宝くじの社会貢献広報事業として実施 されます。住民の自主的な活動の促進 を図り、地域の連帯感に基づく自治意 識を盛り上げる活動を目的としていま す。今後、このような助成事業を活用し、 地域を盛り上げようとする自治会や地区 公民館・グループなどありましたら、下 記までお問い合わせください。





Tel 0994-22-3032 ■ 問い合わせ先 錦江町役場企画課 未来形成チーム